

令和2年度 子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため、児童手当の受給者に対し、臨時特別給付金を支給します。

○支給対象者

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の受給者

※所得制限超過により、特例給付（児童一人につき月額5,000円の支給）となっている受給者は対象外です。

○対象児童

平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童

※令和2年3月分の児童手当の対象となっている新高校1年生も対象

○支給額

対象児童1人につき1万円

○申請について

原則、申請は不要です。

支給対象者には、令和2年6月1日以降に「給付のお知らせ」の通知を送付します。

対象の方で、転居等でお知らせが届かない場合は住所異動手続き等をお願いします。

支給が遅れる場合もありますので、ご注意ください。

※公務員の方は申請が必要です。所属庁より申請書が配布されます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。

○支給予定日

6月下旬から順次、児童手当を受給している口座へ振り込みます。

支払通知はありません。7月以降、確認ができなかった場合にはお問合せください。

※公務員の方は、7月中旬を予定しています。その後は随時支給とします。

○支給を希望しない場合

給付金の支給を希望しない方は、6月5日（金）までに、子育て支援課に連絡をしてください。

辞退の手続きをご案内します。なお、辞退手続きの期間は、6月12日（金）までです。

○その他

指定口座への振り込みが口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、11月までに必ず対応をお願いします。その際は、児童手当振込口座変更届の手続きも必要となります。

————— **振り込み詐欺や個人情報の詐欺にご注意ください。** —————

【お問合せ】 子育て支援課 子育て支援グループ ☎63-1111 内線386・388